

◎新潟県選挙管理委員会告示第29号

公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第1項第3号の規定により個人演説会等を開催することのできる施設について、新潟県選挙管理委員会から、次のとおり指定した旨の報告があった。

平成24年6月29日

新潟県選挙管理委員会

委員長 嵐 嘉 明

指定した施設

施設の名称	施設の所在地	種別	面積（㎡）	指定年月日
東新潟コミュニティセンター	新潟市中央区東万代町9番地1	201 和室	35.00	平成24年6月15日
		202 和室	25.00	
		203 和室	30.00	
		206 コミュニティルーム	42.00	
		207 コミュニティルーム	80.00	
白山コミュニティハウス	新潟市中央区本町通1番町168番地2	多目的ホール	84.46	